

## 第 29 回東京ベイ浦安シティマラソン協賛企業・団体募集要項

東京ベイ浦安シティマラソン実行委員会は、第 29 回東京ベイ浦安シティマラソンの趣旨を理解し、協賛していただける企業・団体を募集します。

### 1 東京ベイ浦安シティマラソン概要

東京ベイ浦安シティマラソンは生涯スポーツ健康都市の宣言趣旨に基づき、スポーツを通して市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを目指して実施するものです。第 29 回東京ベイ浦安シティマラソンは令和 2 年 2 月 2 日に開催します。ハーフマラソン、10 k m、3 k m の 3 部門実施し、参加者数は約 7,000 人を予定しています。

(昨年度実績) 参加者数 6,910 名

### 2 協賛企業とは

協賛の申し込みを行い、東京ベイ浦安シティマラソンの用に供することを目的として、金銭・物品協賛をしていただける企業・団体です。

※ただし、10 万未満は金銭協賛のみとします。

### 3 協賛企業が得られる特典

協賛に付与される特典は下記の一覧表を基準とし、複数企業から同額の協賛があった場合、広告掲載箇所等の協議をさせていただきます。

なお、プログラムへの掲載は各企業・団体ごとに 1 か所とさせていただきます。

#### ○特別協賛・協賛（物品協賛含む）

| 区 分  | 金 額    | 特 典   |
|------|--------|---|
| 特別協賛 | 50 万以上 | ① ナンバーカードに企業名、商標ロゴ等の掲載(協賛金額上位順)<br>② プログラムに広告(1 頁、A4、黒一色)<br>③ パンフレット広告に企業名、商標ロゴ等の掲載<br>④ 大会公式 WEB サイトの企業名、商標ロゴ等の掲載(リンク可能)<br>⑤ 主会場内、給水所に企業のぼり旗、商標 PR 旗などの設置<br>⑥ スタート及びゴール会場に横断幕の設置<br>※⑤、⑥については、企業・団体で用意をお願いします。<br>⑦ スタート及びゴール地点に企業名または商標ロゴ等の入ったパネルを展示します。<br>⑧ 会場内で企業 PR ブースの提供<br>※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。<br>⑨ ランナー出場枠 10 名 |

|     |        |   |
|-----|--------|---|
|     | 30 万以上 | ① プログラムに広告（1/2 頁、A4、黒一色）<br>② パンフレット広告に企業名、商標ロゴ等の掲載<br>③ 大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載（リンク可能）<br>④ スタート及びゴール会場に横断幕の設置<br>※企業・団体で用意をお願いします。<br>⑤ スタート及びゴール地点に企業名または商標ロゴ等の入ったパネルを展示します。<br>⑥ 会場内で企業 PR ブースの提供<br>※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。<br>⑦ ランナー出場枠 10 名 |
| 協 賛 | 10 万以上 | ① プログラムに広告（1/4 頁、A4、黒一色）<br>② パンフレット広告に企業名、商標ロゴ等の掲載<br>③ 大会公式 WEB サイトの企業名、商標ロゴ等の掲載（リンク可能）<br>④ スタート及びゴール地点に企業名または商標ロゴ等の入ったパネルを展示します。<br>⑤ ランナー出場枠 10 名  |
|     | 10 万未満 | ① プログラムに広告（1/8 頁、A4、黒一色）<br>② パンフレット広告に企業名、商標ロゴ等の掲載   |

#### 4 協賛申込み方法

別紙1「第29回東京ベイ浦安シティマラソン協賛申込書」を実行委員会へ提出してください。（直接持参・郵送・メール）

##### 【提出先】

第29回東京ベイ浦安シティマラソン実行委員会事務局

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

TEL 047-712-6819

Mail [sisupo@city.urayasu.lg.jp](mailto:sisupo@city.urayasu.lg.jp)

#### 5 協賛金の納入方法

実行委員会事務局に直接持参もしくは、実行委員会口座への振り込みとします。また、物品による協賛の場合、提供時期と方法については別途調整させていただきます。

※振込先については、請求書をもってご案内いたします。

#### 6 協賛申込み受付期間

特別協賛・協賛の申込は令和元年8月1日(木)から令和元年11月29日(金)とします。

※特別協賛・協賛の企業が得られる特典の効力は、申込が受理された日から発生し、令和2年3月31日をもって消滅します。

## 7 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合にも、すでに受領済みの協賛金等はお返しできませんのであらかじめご承知おきください。
- (2) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は、実行委員会にて審査いたします。

### 【協賛を受理しない場合の例】

- ① 法令・条例等の規定に違反または違反する恐れのあるもの
  - ② 公の秩序を乱し、善良の風俗を害する恐れのあるもの
  - ③ 政治性及び宗教性のあるもの
  - ④ 大会運営に支障をきたす恐れのあるもの
  - ⑤ 実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- (3) 掲載する広告、ロゴ等については、協賛社が作成のうえ、実行委員会にご提供願います。
  - (4) 協賛に関して疑義が生じた場合は、お互いに協議のうえ、誠意を持って解決にあたります。
  - (5) 協賛金の支出及び物品の提供をする場合の、税法上（法人税法・消費税法）の取扱いは、税務署へご確認ください。